

最近における外国人技能実習生の労働条件確保のための 監督指導及び送検の状況

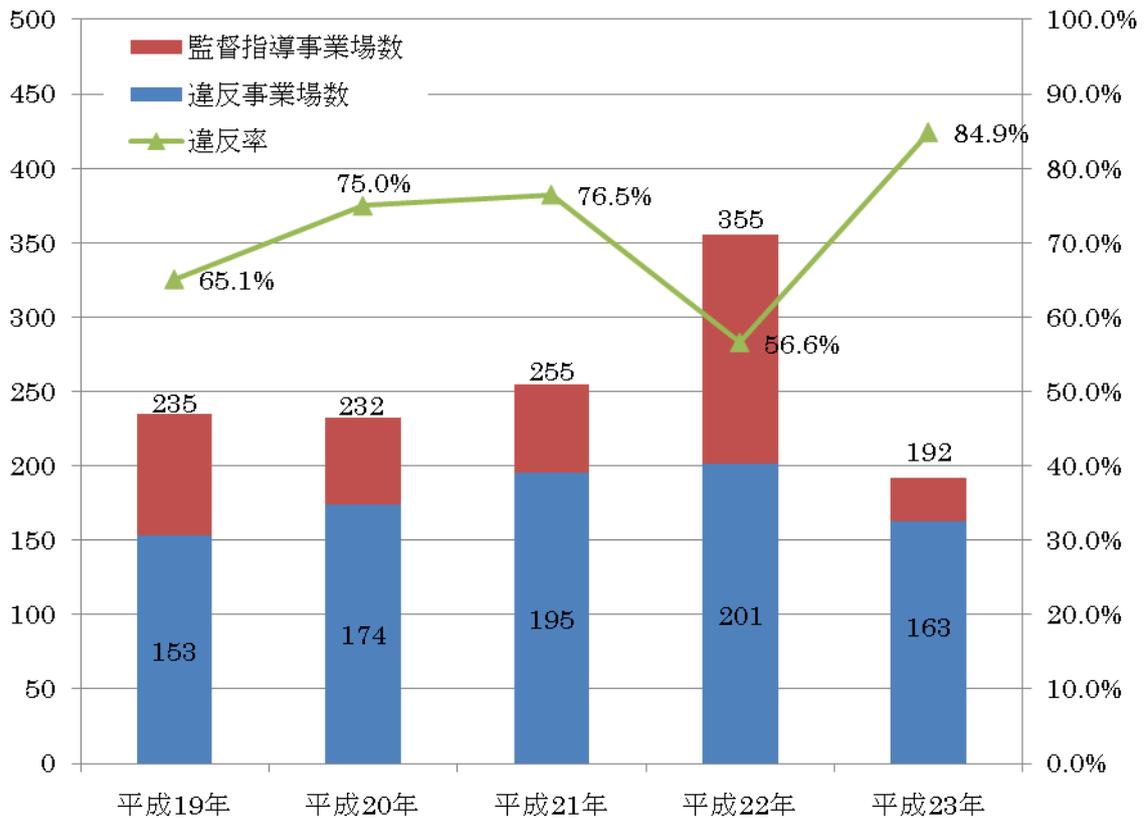
愛知労働局

愛知労働局においては、外国人技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいるところであり、平成23年に実習実施機関に対し192件の監督指導を実施し、このうち84.9%に当たる163件で労働基準関係法令違反が認められ、外国人技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反により1件の送検を行ったところである。

1 監督指導状況

(1) 平成19年以降において、労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は次のとおりである。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



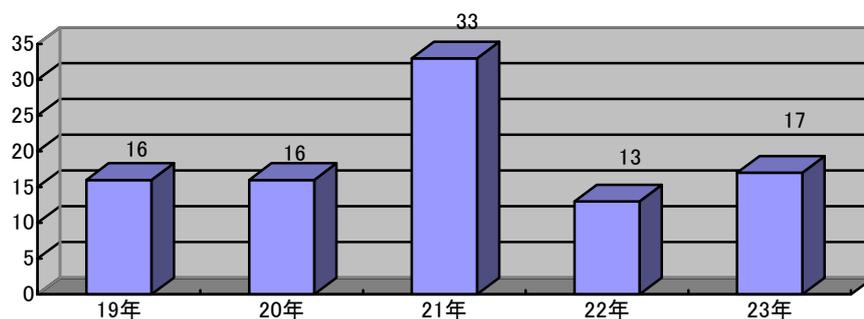
(2) 平成23年における主な違反内容は次のとおりである。

主な違反内容	違反事業場数
労働基準法第15条	14
同法第24条	50
同法第32条	89
同法第37条	38
同法第96条（寄宿舍関係）	2
労働安全衛生法	94
最低賃金法第4条	18

労働基準法第32条違反事業場のうち、技能実習生に係る法定労働時間を超える時間外労働及び休日労働の合計が1ヶ月100時間又は2ないし6ヶ月の平均で1ヶ月当たり80時間を超えているのは、24事業場であり、監督指導事業場の12.5%を占める。

2 申告状況

(1) 平成19年以降において、愛知労働局内の労働基準監督機関に対して外国人技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数は次のとおりである。



(2) 平成23年における主な申告事項は次のとおりである。

主な申告事項	申告事項別申告件数
賃金不払（労働基準法第24条、第37条等）	15
最低賃金（最低賃金法第4条）	4
強制貯金（労働基準法第18条）	1

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

3 送検状況

- (1) 平成19年以降において、労働基準監督機関が外国人技能実習生に係る労働基準関係法令違反により送検した件数は次のとおりである。

送検条文（主なもの）	19年	20年	21年	22年	23年
賃金不払（労基法第24条、最賃法第4条）			1	1	1
中間搾取の禁止（労基法第6条）			1		
就業制限業務の無資格就労（安衛法第61条）		1	1		

- (2) 平成20年～23年における送検事例には次のようなものがあった。

事例1 定期賃金不払いにより事業主を、中間搾取により一次受入機関を送検したもの。

輸送用機械器具製造業を営むA社の代表取締役Bが、平成18年4月10日から平成19年5月8日までの間、外国人技能実習生Cの賃金全額を、所定支払日である毎月末日に、Cの一次受入機関であるD協同組合名義の口座又はD協同組合が管理しているC名義の口座に入金させ、もって労働者の賃金を直接支払っていなかったもの（労基法24条違反）。

外国人研修生、技能実習生の一次受入機関であるD協同組合の理事として外国人研修生及び技能実習生に係る管理業務を統括するEは、平成18年4月10日から平成19年5月8日までの間、前記Bから、前記Cの賃金全額を、D協同組合名義の口座又はEらが管理しているC名義の口座に入金させ、その一部をC本人に現金で支払い、もって、業として他人の就業に介入して利益を得ていたもの（労基法6条違反）。

事例2 クレーンの玉掛け業務を無資格で行わせたこと及びクレーンの運転業務を特別教育を実施せずに行わせたことにより、送検したもの。

輸送用機械器具製造業を営む株式会社Aの工場内自動プレスラインで、外国人技能実習生Cがコイル材（幅7.3センチ×直径1.69メートル、重量1、137キロ）に玉掛けワイヤーを掛け、天井クレーン（つり上げ荷重2.8トン）を運転して運搬しようとしたところ、コイル材が倒れその下敷きとなり死亡した。

A社の代表取締役Bは、被災者Cも含め自動プレスラインの作業員6名（このうち3名が外国人技能実習生）全員について、玉掛けの業務に係る資格を有していないこと（安衛法61条1項違反）及びクレーンの運転の業務に係る特別教育を実施していないこと（安衛法59条3項違反）を認識しながら同作業を1日に30～40回行わせていたもの。

事例3 クレーンの運転業務を無資格で行わせたこと及びクレーン運転中の災害に係る労災隠しにより、送検したもの。

輸送用機械器具製造業を営む株式会社Aの製造部、生産技術部、業務部を統括掌理する取締役副社長Bは、工場において、プレス機械の金型の段取り作業を行わせるに当たり、クレーン・デリック運転士免許を受けておらず、かつ、床上操作式クレーン運転技能講習を修了していない外国人技能実習生Cを、つり上げ荷重10トンの床上操作式クレーンの運転業務に就かせたもの（安衛法61条1項違反）。

取締役業務部長Dは、工場において外国人技能実習生Cが、つり上げ荷重10トンの床上操作式クレーンを運転して、プレス機械の金型の段取り作業に従事中、加療約1ヶ月を要する右示指挫断の負傷をし、4日以上休業することとなったのであるから、所轄労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出しなければならなかったにもかかわらず、事故後約8ヶ月まで同報告を行わなかったもの（安衛法100条1項違反）。